

一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。

一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

一般名処方では、「成分名」の表示と「商品名」の表示で成分は同じでも、処方箋に表示される名称が異なります。

当院では、一般名の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師や薬剤師にお問い合わせください。

令和8年6月1日
たかす心療クリニック